

解決條件

- 一 解雇者ニシテ該車會社ニ引継ヲ為ササル者ニ對シテハ日給九十日分ヲ支給ス
- 二 同以テ該車會社ニ引継ヲ為ス者ニ對シテハ日給五十日分ヲ支給ス
- 三 退職手當ハ計算ハ出勤日數ノ控除ヲ為ササル事
- 四 同上ノ年數計算ハ六月以上ハ一年トシテ計算スル事
- 五 日給ハ三月二十五日分迄支給スル事
- 六 三月分迄ノ賞与ハ概算額ヲ支給ス

口約

- 一 該車會社ニ引継ズル者ニ對シテ日給ノ十日分ヲ支給ス(前記條件ノ外ニ)
- 一 爭議費用トシテ百五十円ヲ寺尾課長個人トシテ組合側ニ支給ス

右及申(通)報候也

芳村第九九五號

昭和九年五月四日

常務理事

寺尾 長

務主

内務大臣

山本 達

雜

社會局長

官

殿

名古屋之クニ一労働爭議

解決ニ關スル件

(後述ニ解決)

發生 四二五 解決 四三十一
 使用労働者 二九
 爭議参加者 二二
 關係労働組合 名古屋和玉俱樂部

9. 5. 13
 5606

要旨

- (1) 四月二十五日事務主任(或後不良)理由ニ據テ解雇シテ該委員等ノ及後復職ヲ望ムル事ニ對シテ該委員等ハ全員解任ヲ發表ス
- (2) 該委員等(或後不良)等ニ對シテ該委員等ノ及後復職ヲ望ムル事ニ對シテ該委員等ハ全員解任ヲ發表ス

